

ひらかわアスリートサポート委員会会則

Hirakawa Athlete Support (通称 H A S 【ハズ】)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ひらかわアスリートサポート委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、平川市民が県外で開催される各種競技大会等に出場する経費に対し、費用の一部を助成することにより、市のスポーツ振興・発展及び「スポーツによるまちづくり」に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種競技大会に出場する選手派遣事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 本会は、特定非営利活動法人平川市スポーツ協会(以下「ひらスポ」という。)から推薦された10名以内をもって組織する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、監事は委員の互選とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその業務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 会議

第9条 本会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となり、次の事項を審議し、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決定する。

- (1) 本会会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 助成事業に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

(専決処分)

第10条 会長は、委員会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決する事項に

ついて、これを専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の委員会において報告し承認を得なければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するために事務局を会長が指定した場所に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、大相撲平川場所実行委員会からの寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第6章 報告

(決算報告)

第14条 毎年の収支決算については、平川市教育委員会に書面で報告する。

第7章 補足

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。